



民事信託活用報

CIVILE TRUSTS BULLETIN FOR MEMBERS

2022 年 11 月第 3 号

NPO 法人民事信託普及協会 | NPO 法人しらかみ終活相談所 016-0836 秋田県能代市寿域長根 48-181
ウェブ <https://shintaku-coordinate.org> メール office@shintaku-coordinate.org 0185-74-6461

この号の内容

- 1 はじめに
- 2 認知症と民事信託
- 3 民事信託コーディネーターの役割
- 4 家族信託利用者アンケート結果紹介
- 5 講習会、セミナーを引受けています

はじめに

— 広く相談受付 —

これまで、しらかみ終活相談所と民事信託普及協会の活動範囲は、能代山本地区を中心に行ってきました。関係各位各所のご協力をいただきながら、この活動は今年度末で満 5 年となります。この間の相談対応実績も積みあがってまいりました。これを機に、北秋田市、大館市など北秋エリアにも相談受付範囲を広げ、高齢者の抱える不安・悩みに広く応じることが出来るように、準備をすすめていきます。

認知症と民事信託

民事信託が利用される場面は様々にありますが、今回は、認知症対策として利用された事例を紹介します。この事例は、2019 年に NHK で紹介されましたので、内容をご存じの方もいらっしゃると思います。

《事例と家族構成》

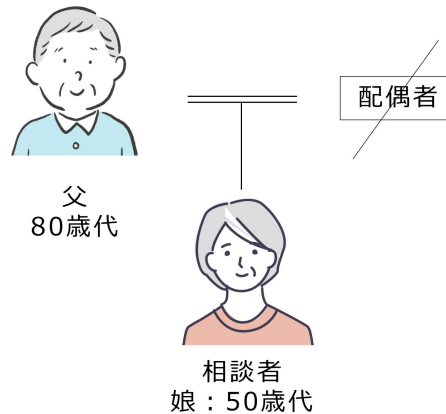
母親が亡くなった後、教職にあった高齢の父親（80 歳代）に、認知症の症状が出始めている。娘は父親の介護施設の入所費用や医療費などには、父の定期預金と父が経営していた賃貸不動産の売却益を充てようと考えていました。ところが、知人から「認知症になった方の預金口座は凍結状態になるんですよ」と言われ、お世話になっている不動産会社の担当者からは、「認知症になった方は不動産の売却契約や入退去契約、解約などの契約行為はできなくなります」と教えられ、どうするべきか、とても悩んでいました。

（続く）

“財産が動かせなくなる!”
知らずにいたら大変なこと
になっていたと回想

(続き)

家族構成



信託制度の利用で
父親が認知症になっても
金銭的な心配はなくなる

娘さんは、父が認知症になっても法定後見人は付けたくないが、すると父の入所費用、医療費、生活費などが手当てできなくなり、これまでの暮らしが一変することになると判断しました。

- 父の所有している財産である預金や不動産が動かせない。
- 父を良い施設に入れてあげることが出来ない。
- 生活費などで頼っていた父の年金、不動産収入が見込めない。

そこで娘さんは、司法書士に対策について相談したところ、家族信託の利用について、以下のようなアドバイスを受けました。

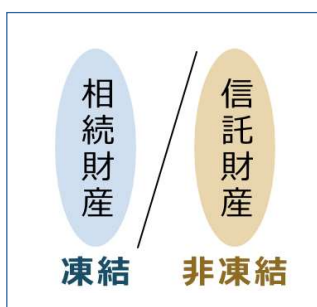
父親に判断力があるうちに、父親の所有する財産を、一部娘さんに委託（信託）し、父親が認知症になった時に必要となる費用や生活費として、預かった財産から支出する「信託契約」を、父親と娘の間に締結して、所有財産から切り分けておけば認知症対策になる。

前回もご紹介しましたが、父親から娘さんに委託した財産（信託財産）の所有権は、外形上娘さんに移転しますが、贈与税の課税はありません。また、父親のために信託財産から支出する金銭は、もともと父親の所有財産なので、このときも課税対象とはなりません。

娘さんは、司法書士に信託契約の締結を依頼し、無事、契約締結と信託財産の移転を済ませました。これにより

- 父親から預かった信託財産は、凍結される心配が無くなった。
- 父親が介護施設に入所するときの費用は、しっかり準備ができる。
- これまで通り、父親と娘さんの生活は、維持できるようになる。

娘さんは、この時の手続きを振り返り、「あの時、この制度に出会わなければ落とし穴に落ちていたかもしれない。今は、安心して父親の世話ができるようになりました。」と仰っています。



財産の切り分け

民事信託コーディネーター®の役割

信託契約は、財産を預ける人（委託者）と財産を預かる人（受託者）の間で行われる諾成契約（2020年改正民法）ですので、裁判所などの関与はありません。

しかし、実際の契約場面では、法の専門家である司法書士や弁護士がその仲介を行うことが多く、利用者が増え続けている信託制度ですが、当事者間のみで契約を進めることは、ほとんどありません。

※諾成契約：当事者の合意の意思表示のみで成立する契約。

"民事信託と出会う場"
気軽に相談できる窓口
そばにある窓口の提供



諾成契約ですから、法律の専門家の仲介は必要ないように思われますが、受託者が行う財産管理では、法に基づいた書面がなければ手続きが進まない場合があります。私たち民事信託コーディネーターは、その法的な裏付けとして、公証人による公文書を作成することで、信託契約組成の支援を行ってきています。少なくとも各市に一カ所、気軽に相談できる信託相談窓口があれば、皆さんが民事信託に出会うチャンスが増えます。この業界資格が誕生したのは、このような現状の改善も目的の一つです。

前出の事例で、信託目的は「父のため」と「家族のため」となっています。もし、配偶者が健在で「母の老後のため」も目的に含めると、信託の開始から終了までの期間は長期間になります。「障がいのある子どものため」などが加わると、その期間は数十年に亘ることも考えられます。

従って、当初担当した民事信託コーディネーターが、辞任せざるを得なくなった場合でも、間を置かずに新担当者が就任し、相談者等のフォローができるよう、後継コーディネーターを育てておかなければいけません。

民事信託コーディネーターには、このような大事な役割があります。現在の資格認定者は自覚・協力して役割を果たすべく日々奮闘しています。



CI VILE TRUST 民事信託

民事信託利用者からのアンケート結果

トリニティー・テクノロジー（株）の2022年9月時点の調査結果が発表されましたので、一部ご紹介します。

Q あなたは家族信託を実施して良かったと思いますか

- 29.1% 非常にそう思う
- 57.3% ややそう思う
- 9.5% あまりそう思わない
- 4.1% まったくそう思わない

Q 家族信託の委託者の年齢を教えてください

- 20.8% 60代
- 30.2% 70代
- 42.1% 80代
- 6.9% 90代

Q あなたは、家族信託組成をどの専門家に依頼しましたか

- 36.4% 司法書士
- 19.3% 税理士
- 18.7% 金融機関
- 10.8% 弁護士
- 14.9% その他



トリニティー・テクノロジー株式会社

https://prtmes.jp/main/html/searchrlp/company_id/77937

国内初となる高齢者の財産管理を安心・便利に守る「スマート家族信託」を運営する、司法書士事務所を中心とした家族信託のワンストップサービスを提供する企業です

講習会、セミナー講師を引き受けています

民事信託普及協会では、しらかみ終活相談所と協働で、個別相談のほか、講習会やセミナーなどを引受けています。数名の参加者でも対応していますので、是非お問合せください。



NPO 法人民事信託普及協会

〒016-0862

秋田県能代市寿域長根 48-181

電話番号: 0185-74-6461

FAX 番号: 050-3730-2788

電子メール:

office@shintaku-coordinate.org

ウェブサイト:

<https://shintaku-coordinate.org>

《編集後記》

秋も深まり、山肌の鮮やかだった紅葉も、徐々に色あせてきました。小生、雪が大好きで早朝の雪かき作業も苦にならないという変わり者です。今年の初雪はいつでしょうか、楽しみです。雪は春のお彼岸の頃には少々だらしない姿を見せながら確実に消え、春を迎えます。春夏秋冬、季節の移り変わりを人の一生に例えるむきもありますが、永遠に繰り返す季節の流れは、輪廻転生をも思わせませう。これからも感謝の心を忘れず前に進もうと思います。(ひこうき)